

議会基本条例(素案)に対するパブリックコメントと市議会の考え方

橋本市議会では、市民の信頼に応える責任ある活動により橋本市のまちづくりを推進し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、議会の基本理念、議会・議員の活動原則、市民との関係など、議会に関する基本的事項を定める「橋本市議会基本条例(素案)」をまとめ、この素案に対する皆さんの意見(パブリックコメント)を募集しました。

お寄せいただいたご意見に対する橋本市議会の考え方を以下のとおりお知らせします。
貴重なご意見ありがとうございました。

案件名 橋本市議会基本条例(素案)について

募集期間 平成26年5月1日(木)～平成26年5月23日(金)

提出者数及び意見数 2人 意見 10件 質問 1件

1. 修正、追加に関する意見

No.	条項	意見	市議会の考え方
(1)	前文 5行目	前文の「世界遺産の霊峰高野山、金剛山系のみどり豊かな大地」という表現について 当該世界遺産(文化遺産)の登録名称は「紀伊山地の霊場と参詣道」であり、本市域は紀伊山地の3つの霊場のうち高野山のみならず吉野・大峰、熊野三山とも密接な関係にあります。 吉野・大峰の霊場と密接な杉尾の「不動山の巨石(環境省日本の音風景百選)」や、橋本市指定有形文化財「熊野神社の懸仏」で知られている菖蒲谷の熊野神社のように熊野三山の霊場と密接な神社も存在します。 また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の「参詣道」の一つとして、本市が官民一体となって「黒河道」の追加登録に向けて取り組んでいることから、「世界遺産の霊峰高野山」という表記ではなく「世界遺産の“紀伊山地の霊場と参詣道”」とすべきではないでしょうか。	素案どおりとします。 「黒河道」を世界遺産の参詣道として追加登録すべく取り組まれているところではありますが、世界遺産として登録されているのは残念ながら町石道をはじめとする市外の参詣道のみというのが現状です。 ここでは「みどり豊かな大地」を象徴する代名詞をもって本市の全体像を表現しようと考え、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」において、本市に最もゆかりが深く、まちの起源にもつながり、また多くの市民の親しみ深い表現として「霊峰高野山」とさせていただきました。
		金剛山は奈良県御所市と大阪府南河内郡千早赤阪村との境にある山であり、かつては高間山・高天山や葛城嶺といわれていた金剛山地の主峰です。 本市北部の山系を金剛山系と呼ぶよりも、和歌山県ホームページのように和泉葛城山系とする方が一般的ではないでしょうか。 また、本市の北部は、和泉葛城山系の一帯に広がる金剛生駒和泉国定公園に位置しています。「金剛山系のみどり豊かな大地」ではなく「金剛生駒和泉国定公園を含むみどり豊かな大地」としてはいかがでしょうか。	素案を改め、「金剛山系のみどり豊かな大地」を「金剛・和泉葛城山系のみどり豊かな大地」としました。
(2)	第6条第4項 ただし書き	第6条 第4項に陳情、要望も必要ではないですか。	素案を改め、「ただし、陳情についてはこの限りでない。」を「ただし、陳情、要望についてはこの限りでない。」としました。 条例規則等では細部取扱いまで明文化し切れていないことについて、議会全体の共通認識としてその取扱い方について決めているものとして「橋本市議会申し合わせ」があります。 その中で「要望書」については「陳情書」と同様の取扱いをすることとなっています。
(3)	第9条第1項 および第3項	・権能、発問の言葉は一般的でないと思います。	素案どおりとします。 条例等の作成にあっては、その用語は他法令との関係において同じ意味内容を表現する場合には同じ用語を用いることが基本となります。このことは同一の意味内容の表現において異なる用語を用いることによって正確に条文の内容を表現することができなくなるおそれがあるためです。
		・二元代表制の趣旨が必要だと思います。二元代表制とはどういう事ですか。	地方自治体では、「地方議会議員」並びに「市長」のいずれもが市民による直接選挙により選ばれます。いずれもが市民の代表であります。予算、条例等の議決を要する議案の提出やそれら事務の執行など幅広い権限を持つ市長に対し、地方議会議員はそれら議案の審査、議決権をもって市長等の執行機関を監視し、または政策提案等を行うことにより、より高度な市政発展、市民福祉の向上を図ろうとしています。このような地方自治における仕組みを二元代表制といいます。 一見、普段の生活の中ではなじみのない用語ともいえますが、一般的に認知された言葉であると考えております。 ただし、まだまだ一般的でない用語もあることから、注釈については、別途検討させていただきます。

No.	条項	意見	市議会の考え方
(4)	第9条第3項	第4章第9条3で「反問権」を明記されたことに加え、さらに一步進めて鹿追町のように、次のとおり反論権も併せて明記してはいかがでしょうか。 「議会では、市長及びその他の執行機関の長若しくは議会等が行う提案において、市政の重要課題に係る事項で理解困難及び根拠不明な場合は、市長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、審議と緊張関係を踏まえて反論することができる。」	素案どおりとします。 本条では、会議等の論点等を明確にする必要がある場合にのみ許可を得て、質問等の趣旨または根拠を確認できるとしています。現状では条件付きの確認または釈明発問にとどめています。反論権にまで広げるについては今後の課題とさせていただきます。
(5)	第12条(見出し)	議決事件は議決事項ではないですか。	素案を改め、見出しの「議決事件の拡大」を「議決事項の拡大」としました。 地方自治法第96条に「議決事件」についての規定があり、「事件」と表記されています。本市では同法同条第2項の規定に基づき「橋本市議会の議決すべき事項を定める条例」を定めていますが、「事件」ではなく「事項」と表記しています。本市において同じ意味内容を表す用語として「事項」に統一することとしました。
(6)	第13条	議会による研修(団体)と議員(個人)による研修は同じ研修項目で判り易いと思います。 費用支出がありますので、見返りに研修成果の何らかの報告発表(義務)が必要と思います。	素案どおりとします。 現在、議員による公費を伴う研修への参加については、公的費用である橋本市議会政務活動費が充てられています。これは議員による市政の発展や市民の福祉増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付しているもので「橋本市議会政務活動費の交付に関する条例」にその取り扱いを規定し、これにかかる議員活動については、その収支報告書の提出を義務づけています。今後は、こうした研修会等への参加において、収支報告書と併せて研修内容等の報告記載を義務づける方向で取り組んでまいります。なお、当該収支報告書は公開対象です。
(7)	第6章委員会の活動	議会において委員会は、本会議の下審査機関であり本会議の意思決定に先立って委員会としての賛成反対の意思決定をする重要なものであると聞いていますが、議員との関係等説明が不足だと思えます。	素案どおりとします。 本条は委員会の持つ専門性を生かした議案審査並びに積極的な政策立案や政策提案を行うことなどを表しています。 なお、委員会と議員との関係を含め設置等に関する規定を「橋本市議会委員会条例」に、また、委員会における審査、運営に関する規定を「橋本市議会会議規則」に設けています。
(8)	第20条	事務局の役割と体制の具体事項は何か説明が必要ですし、何を整備するのか不明です。	素案どおりとします。 本条は事務局の設置および活動原則を規定するとともに、その機能充実のための手立てを講じていこうということを表しています。 また、事務局の役割、体制に関する規定として、別に「橋本市議会事務局設置条例」および「橋本市議会事務局処務規程」を設けています。
(9)	第23条	不断、必要に応じて、適切な処置 の言葉が抽象的で具体的ではありません。	素案どおりとします。 「市民の信頼に応える責任ある活動により橋本市のまちづくりを推進し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政発展に寄与する(本条例素案 第1条 目的)」ため本条例を制定いたしますが、本条では、議会の最高規範である本条例が将来にわたってその目的を達成していくには、それぞれの時代の民意、社会情勢に則した議会運営が行えているか常に意識し、それらとうまくかみ合っていないところが生じた場合は、本条例の改正のみならず関連するあらゆる規程等についても、適宜または継続的に見直すなどの対応をしていこうということを表しています。
(10)	全体として	行政の言葉は一般的に理解ができないものがあります。言葉の注釈か市民が使用している言葉にするか検討してください。	貴重なご意見ありがとうございます。 言葉・用語の用い方において、条例等の作成にあつては、その用語は他法令との関係において同じ意味内容を表現する場合には同じ用語を用いることが基本となります。このことは同一の意味内容の表現において異なる用語を用いることによって正確に条文の内容を表現することができなくなるおそれがあるためです。 ただし、まだまだ一般的でない用語もあることから、注釈については、別途検討させていただきます。

2. 質問

質問	市議会の考え方
市議会と区長制度の「区長」との関係はあるのでしょうか。 前文に市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有することが議会のあるべき姿と記載されていますが、地区代表である区長との関係条項はないのでしょうか。	本条例は、二代表制における基本的要素である「市民」と「議員」と「市長」のうち「議員」すなわち「議会または議員」が担うべき役割および果たすべき責任にかかる基本的事項を明文化しています。また、これら各要素との関係については、『市民と議会の関係(第3章)』および『行政と議会の関係(第4章)』において、「議会または議員」と「市民」および「市長等の執行機関」それぞれとの関係にかかる規定を設けていますが、市内の各種団体や市内各地域の自治会区長もまた包括的には「市民」とあるとの認識のもと本条例を策定しております。したがって、ご質問にある区長制度の区長との関係については特段条項を設けていません。立場の違いはあるものの、地域住民の代表として大きな役割・責任を担われている区長との連携は、必要不可欠であるとの認識はこれまで同様かわるものではありません。